

# 東日本大震災津波からの復興の歩みと今後の取組方向

岩手県 復興局復興推進課

## 1 はじめに

東日本大震災津波発災以降、国内外の皆様から多大な御支援や励ましをいただき、厚く御礼申し上げます。

これまで、岩手県民はもとより、市町村、企業、高等教育機関をはじめとする多様な主体と連携しながら復興に取り組んできた結果、災害廃棄物の処理、被災した漁船や養殖施設の整備、災害公営住宅の整備、復興道路や海岸保全施設の整備、商業施設や水産加工施設の再開など、計画された事業の多くは完了しています。

## 2 岩手県の復興に関する計画の概要

岩手県では、平成23年4月に「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」を策定し、被災者の人間らしい「暮らし」「学び」「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障すること及び犠牲者の故郷への思いを継承することを、基本方針を貫く2つの原則と位置づけました。

さらに、この原則を受けて、平成23年8月に、「いのちを守り 海と大地と共に生きるふるさと岩手・三陸の創造」を目指す姿とする「岩手県東日本大震災津波復興計画」を策定し、計画期間を平成30年度までの8年間と定め、復興の取組を進めてきました。

そして、復興計画期間後も、令和元年度からの県の総合計画「いわて県民計画（2019～2028）」において、東日本大震災津波からの復興を県の最重要課題として明確に定め、基本

方針を貫く2つの原則や、復興計画に掲げた復興の目指す姿を引き継ぎ、より良い復興の4本の柱として「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」及び「未来のための伝承・発信」を掲げ、復興の取組を進めています。

## 3 復興に向けた取組状況

### (1) 安全の確保

#### ア 海岸保全施設の復旧・整備

被災した防潮堤等の海岸保全施設の復旧・整備については、令和2年12月末現在で、134箇所のうち112箇所（84%）で整備が完了しています。

また、東日本大震災津波において、水門・陸閘（りっこう）の閉鎖作業に携わり多くの消防団員が犠牲となられた事実を踏まえ、操作員の安全を確保するとともに津波から県民の生命と財産を守るため、衛星回線を活用し門扉の閉鎖などを自動で行う「水門・陸閘自動閉鎖システム」の整備を進めています。



自動閉鎖システムを整備した防潮堤の陸閘  
（大船渡市 合足（あたり）海岸）

## イ 復興道路の整備

災害に強い交通ネットワークの構築を推進するため、三陸沿岸の縦貫軸及び内陸部と沿岸部を結ぶ横断軸の高規格幹線道路等を「復興道路」と位置づけて整備を促進しており、国における復興のリーディングプロジェクトとして、かつてないスピードで整備が進められています。

令和2年12月末現在で、県内の事業化延長359kmのうち291km(81%)が供用されており、令和3年内に全線が供用される予定です。

## ウ 三陸鉄道リアス線誕生

岩手県の沿岸部を走る第三セクター鉄道の三陸鉄道は、震災により甚大な被害を受け、全線が不通となりました。復旧には、多くの企業、団体、個人の皆様から支援をいただきながら、平成26年4月に南・北リアス線の全線で運行を再開しました。

その後、震災により三陸鉄道と同様に不通となっていた旧JR山田線(宮古-釜石間)が、平成31年3月23日に三陸鉄道へ経営移管され、第三セクターが運営する鉄道としては国内最長となる163km(盛-久慈間)が新たに三陸鉄道リアス線として生まれ変わりました。また、リアス線の運行開始後、令和元年東日本台風による被害で一部不通となりましたが、令和2年3月20日に全線で運行を再開しました。

## (2) 暮らしの再建

### ア 災害公営住宅の整備等による住宅再建支援

住宅を失った被災者への恒久的な住宅供給対策として、災害公営住宅の整備、持家住宅による自力再建及び民間賃貸住宅への入居支援など、住宅の再建支援に取り組んでいます。

このうち災害公営住宅については、令和2年12月に内陸部(盛岡市)の県営災害公営住宅(99戸)が完成したことで、5,833戸の災害公営住宅全てが完成しました。また、持家住宅による自力再建については、国の被災者

生活再建支援制度に基づく支援金(最大300万円)に加え、県と市町村が共同で支援する「被災者住宅再建支援事業」を創設し、最大で100万円の支援を行っています。

## イ こころのケア

被災者の精神的負担を軽減するため、「岩手県こころのケアセンター」及び「いわてこどもケアセンター」を設置し、被災者一人ひとりに寄り添った専門的なケアを実施しています。

## ウ 就学支援

被災地の子どもたちの「暮らし」と「学び」を支援するため、「いわての学び希望基金」を設置し、広く寄附を募っています。支援いただいた寄附金は、令和2年12月末現在で25,251件、103億円となっており、親をなくした子どもたちへの奨学金のほか、高校生の教科書購入費用や部活動の遠征費など、被災地の子どもたちの就学等への支援に活用しています。

## エ コミュニティの形成支援

県では、災害公営住宅や移転先における新たなコミュニティ形成を支援するため、市町村及び被災者支援を行う民間団体等の調整役となるコーディネーターを配置して市町村の取組を支援するほか、NPO等が行う復興・被災者支援活動への助成等を実施しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、対面での交流が制限されるなど、コミュニティ形成の取組に大きな影響が生じています。

## (3) なりわいの再生

### ア 水産業の復旧・復興

県では、壊滅的な被害を受けた本県水産業の早期復旧・復興に向けて、漁協による漁船や養殖施設の一括整備、集荷場や作業場等の共同利用施設の復旧・整備などに取り組んできました。

その結果、漁船や養殖施設、種苗生産施設

等の復旧は完了し、震災前の漁業・養殖業の生産基盤が復旧しています。



漁協が核となって一括整備した漁船  
(宮古市 首部(おとべ)漁港)

## イ 商工業の復興

被災した中小企業等グループの施設・設備の復旧・整備を支援するため、「岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業」(グループ補助金)を実施しており、令和2年12月末までに延べ213グループ1,570事業者がグループ補助金を活用して復旧・整備を進めています。

また、「まちなか再生計画」に基づき商業施設の整備と周辺のまちづくりが一体となって進められており、山田町、陸前高田市、大船渡市及び釜石市では、まちの中核となる大型商業施設が整備されています。

## ウ 観光の復興

広域周遊滞在型観光の推進や、三陸DMOセンターとの連携などにより、観光人材の育成や観光資源を生かした観光地づくりが進ん



東日本大震災津波伝承館の来館者への解説

でいます。

こうした取組の結果、令和元年における沿岸12市町村全体の観光入込客数は震災前の95%まで回復しましたが、現在は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により観光関連業者に大きな影響が生じています。

## (4) 未来のための伝承・発信

### ア 東日本大震災津波伝承館

東日本大震災津波の悲劇を繰り返さないため、災害の事実を踏まえた教訓を後世に伝承するとともに、復興の姿を国内外の人々に発信することを目的として、陸前高田市の「高田松原津波復興祈念公園」内に整備した「東日本大震災津波伝承館」は、令和元年9月の開館以降、30万人を超える多くの方に来館いただいています。

館内では、三陸の津波被害の歴史や、東日本大震災津波の事実、震災から得た教訓などを学ぶことができる映像の上映や展示を行っています。

### イ 復興の取組と教訓を踏まえた提言集の発行

震災直後の初動対応から、その後の復旧・復興の取組まで、県が取り組んできた各分野の取組や教訓を取りまとめた提言集「東日本大震災津波からの復興－岩手からの提言－」を令和2年3月に発行しました。

岩手県のホームページ上にPDF版を掲載していますので、他の自治体等においても将来の災害対応等の参考としていただければ幸



復興の取組と教訓を踏まえた提言集

いです。

ウ 「東日本大震災津波を語り継ぐ日」条例の制定

岩手県は、令和3年2月に条例を制定し、震災により亡くなった多くの尊い命に追悼の意を表し、震災の教訓を伝承するとともに、これまでの復興に向けた歩みの中で得られた多くの絆を大切に、一人ひとりの大切な人に想いを寄せ、ふるさと岩手を築いていくことを誓い、3月11日を「東日本大震災津波を語り継ぐ日」と決めました。

エ 三陸防災復興プロジェクト2019の開催

令和元年6月1日から8月7日までの68日間にわたって開催した三陸防災復興プロジェクト2019では、実行委員会が主催する22の事業に加え、市町村や関係機関が軌を一にして実施した関連事業により、復興に力強く取り組んでいる地域の姿、東日本大震災津波の記憶と教訓を国内外に発信するとともに、県沿岸、三陸地方が本来持っている多様な魅力を伝え、交流の活発化を推進しました。

オ ラグビーワールドカップ2019

岩手・釜石開催

令和元年に開催されたラグビーワールドカップ2019において、東日本大震災津波の被災地で唯一の試合会場となった岩手・釜石では、地元中学生による復興支援への感謝を伝えるメッセージフラッグの掲出や、釜石市内全小中学生による「ありがとうの手紙」の合唱などにより、復興支援への感謝と復興に力



ラグビーワールドカップ2019  
フィジー対ウルグアイ戦（釜石鶉住居復興スタジアム）

強く取り組む姿を世界中に発信しました。

## 4 今後の取組方向

令和3年度から、国の「第2期復興・創生期間」に入りますが、被災地においては、完成していない一部の社会資本の早期整備や、被災者のこころのケア、新たなコミュニティの形成支援、水産業における漁獲量の減少対策や担い手の確保、商工業における販路の回復や従業員の確保など、引き続き取り組むべき課題があることから、「誰一人取り残さない」という理念のもと、被災者一人ひとりが復興を果たしていくよう、取り組んで参ります。

また、本県では、復興の推進に取り組みながら、震災で得た知見や教訓を生かし、自然災害や新型コロナウイルス感染症などの危機管理事案に対応するため、令和3年度から復興と防災の司令塔となる「復興防災部」を新たに設置したところであり、事前の備えから復旧・復興までの災害マネジメントサイクルを強化していきます。

そして、10年間の復興支援への感謝の思いを国内外に発信するため、本県の釜石市で開催される防災推進国民大会2021等を通じて、震災の教訓や復興の姿を発信し、国内外の防災力向上に貢献するほか、復興五輪として開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて、復興が進む地域の姿や三陸地域の魅力の更なる発信、交流の活性化を図ります。

岩手県では、今後も、県民一丸となって復興の目指す姿を実現するための取組を進めて参りますので、引き続き全国の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。